

| | | | | | | | | |
|--|--|---|------------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 所管部課名 | 農林水産部 耕地課 | 担当者 | 加藤 | | | | | |
| 事務事業名 | 土地改良区運営補助金事業 | | | | | | | |
| 根拠法令 | 薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領 | | | | | | | |
| 補助経過年数 | 21年以上 | | | | | | | |
| 令和元年度 予算額 | 19,350千円 | 国県支出金 千円 | 一般財源 19,350千円 | その他 千円 | その他の内容 | | | |
| | 指標名 | | 目標値 | 目標年度 | | | | |
| 成果指標① | 農地、水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持・修繕 | | 適切な維持保全 | 令和6年度 | | | | |
| 成果指標② | 土地改良区の経営の安定化の状況 | | 経営の安定化 | 令和6年度 | | | | |
| 補助対象者 | 薩摩川内市土地改良区 | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 運営事務費及び事業費 | | | | | | | |
| 補助対象事業・活動の内容 | 薩摩川内市土地改良区の運営、かんがい排水施設、農道の維持管理・保全等の実施 | | | | | | | |
| | 分類 | <input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | |
| 補助金額又は補助率 | 19,350千円 | | | | | | | |
| 上記項目の積算方法 | 役員報酬500千円、原材料費3,800千円、工事請負費6,550千円、職員人件費7,900千円、調査費300千円、消耗品費300千円 | | | | | | | |
| 補助を受 ける3 ヶ 年 の 決 算 状 況 等 の | 項目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | |
| | | 金額(円) | 割合(%) | 金額(円) | 割合(%) | 金額(円) | 割合(%) | |
| | 収入 | 自己資金 | 23,275,413 | 52.4% | 24,162,435 | 52.8% | 29,583,715 | 54.8% |
| | | 会費収入 | 15,778,830 | 35.5% | 15,797,910 | 34.5% | 25,832,910 | 47.8% |
| | | 事業収入 | 7,496,583 | 16.9% | 8,364,525 | 18.3% | 3,750,805 | 6.9% |
| | | 寄付金・その他助成 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | 市補助金 | 17,350,000 | 39.1% | 17,350,000 | 37.9% | 19,350,000 | 35.8% |
| | | | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | (前年度繰越金) | 3,802,501 | 8.6% | 4,242,327 | 9.3% | 5,086,936 | 9.4% |
| | 計 | 44,427,914 | 100.0% | 45,754,762 | 100.0% | 54,020,651 | 100.0% | |
| | 支出 | 事業費 | 13,087,669 | 29.5% | 11,551,709 | 25.2% | 15,216,576 | 28.2% |
| | | 人件費 | 19,796,146 | 44.6% | 21,315,615 | 46.6% | 19,061,677 | 35.3% |
| | | その他事務費 | 7,301,772 | 16.4% | 7,800,502 | 17.0% | 13,440,519 | 24.9% |
| | | | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | (翌年度繰越金) | 4,242,327 | 9.5% | 5,086,936 | 11.1% | 6,301,879 | 11.7% |
| | 計 | 44,427,914 | 100.0% | 45,754,762 | 100.0% | 54,020,651 | 100.0% | |
| | 支出計/前年度支出計 | | | | | 103.0% | 118.1% | |
| | 自己資金/前年度自己資金 | | | | | 103.8% | 122.4% | |
| 翌年度繰越金/市補助金 | | | 24.5% | | 29.3% | 32.6% | | |
| 交付件数 | 1 | | 1 | | 1 | | | |
| 成果指標の推移① | 良 | | 良 | | 良 | | | |
| 成果指標の推移② | 良 | | 良 | | 良 | | | |
| 特記すべき事項等 | <p>【前回評価】平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」「有効性、適格性及び妥当性：低い」・繰越金や役員手当の適正化に努め、事業に重点を置かれない。</p> <p>【前回評価への回答】役員手当は平成29年に据え置いたうえで、理事長報酬については日当・旅費を含むものとした。また、会費収入の増加に取り組み平成30年度においては大幅な増収を図っている。</p> <p>【事業のPR方法】総代会資料の概要版「土地改良だより」を組合員全員に配布している。</p> <p>【費用対効果】農道、用排水の維持によって地域の住環境保全やコミュニティ維持を図っている。</p> <p>【補助事業以外の事業】平成27年度から多面的機能支払交付金事業の事務委託を宮崎地区、永利地区の2地区から受託している。</p> <p>【その他】土地改良区が担う土地改良施設の維持管理に関して、各地域からの今後の営農継続に伴う整備の要望や、災害の予防、地域の景観・環境の保全等を考慮し、行政の行うべき業務を一部分担する考えから、補助金額について増額した。</p> | | | | | | | |

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

| 要件 | 項目 | 評価 | 評価した内容についての説明 |
|----------|--|----|---|
| 公益性 | 補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。 | A | 各地域の土地改良施設の維持を図り、地域の営農活動の維持を図るとともに、一般の利用に供する農道の維持や、地域の保全を図るなど、広く地域貢献を図っている。 |
| 必要性 | 特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。 | A | 行政と連携し、地域の営農活動を支える団体であるが、組合員の高齢化や離農者の増加に伴い年々維持管理活動は困難な状況となっており、一定の支援は必要である。 |
| 有効性 | 達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。） | A | 農道、水路の維持を推進し、営農活動を支えるとともに、各地域の保全が図られている。 |
| 適格性及び妥当性 | ① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 | A | 土地改良区が直接工事を発注することにより、経費の軽減が図られている。 |
| | ② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 | A | 農道、水路等の維持修繕を推進し、農家負担の軽減や市民の生活維持を図るうえで妥当な手段と認められる。 |
| | ③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） | A | 補助額及び補助対象経費について、「薩摩川内市土地改良区補助金交付要領」に定めている。 |

〈補助金の見直し結果〉

| | | | |
|------------|---|--------|---|
| 内部評価（一次）結果 | ≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 | 外部評価結果 | ≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い |
| | ≪上記方向の理由≫ 前回、平成28年度の補助金評価においては、役員手当等の適正化や事業に重点を置いた改善を求められ「見直しの上で継続（補助内容の改善）」の評価結果を受けた。その後、土地改良区においては、役員手当の据え置きや、会費収入の確保に努め、支出においても事業費の割合、額を増加している。 | | ≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 |
| | ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引き続き自主財源の確保や、事業の在り方についての検討に努めるとともに、土地改良法の改正に伴い令和4年度から貸借対照表の作成、公表が義務となるなど、土地改良区を取り巻く環境も変化していることから、引き続き行政も連携しながら改善を進めたい。 | | ≪まとめ≫ |

薩摩川内市土地改良区補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる薩摩川内市土地改良区補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市土地改良区補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市土地改良区とする。
- (2) 土地改良区内の農道・水路等の維持管理・修繕事業等による農家負担の軽減。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市土地改良区補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 運営事務費及び事業費。

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

- 2 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、当該年度総会資料とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の決定に係る規則第6条の2の市長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内市土地改良区補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市土地改良区補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げる補助事業の効果等を説明する書類

(効果の測定)

第8条 薩摩川内市土地改良区補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を

いう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全

(2) 土地改良区の経営の安定化の状況

(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業・農村の維持保全活動に対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。